

新	旧
<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 1・2略</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 1〜3略</p> <p>4 障害者支援施設は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、<u>地域住民</u>、障害者福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四略</p> <p>五 就労移行支援を行う場合</p> <p>イ〜ハ略</p>	<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 1・2略</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第七条 1〜3略</p> <p>4 障害者支援施設は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、<u>近隣住民</u>、障害者福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四略</p> <p>五 就労移行支援を行う場合</p> <p>イ〜ハ略</p> <p>ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p>

二略

六・七略

2〜4略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第十二条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びニ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスののうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする。この場合において、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

一・二略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十九条 1〜4略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする

ホ略

六・七略

2〜4略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第十二条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)及びニ並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びへ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスののうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする。この場合において、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

一・二略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十九条 1〜4略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

。を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10略

(職場への定着のための支援等の実施)

第二十八条 1・2略

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十二号)第九十条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。)の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十七条 1～3略

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

6～10略

(職場への定着のための支援の実施)

第二十八条 1・2略

(勤務体制の確保等)

第三十七条 1～3略

(業務継続計画の策定等)

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第三十九条 1略

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第四十一条 1・2略

(衛生管理等)

第三十九条 1略

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十一条 1・2略

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待の防止）

第四十六条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。